

# 泉南市内に空き家をお持ちの方へ

## 「空き家バンク制度」への登録及び交渉・契約の流れ

### ① 媒介(仲介)事業者 の選択



市のウェブサイトに掲載されている登録事業者一覧から、物件の売買・賃貸借の媒介(仲介)を希望する登録事業者を選択してください。

※本制度への登録等、ご不明な点がございましたら、住宅公園課(直通:072-483-9972)までお問い合わせください。

### ② 登録事業者と契約



登録事業者と売買・賃貸借の媒介(仲介)の契約を締結してください。

### ③ 空き家バンクへの 登録



「泉南市空き家バンク登録申込書兼誓約書(様式第1号)」及び「泉南市空き家バンク登録カード(様式第2号)」に以下の書類を添えて提出してください。

- ①登録事業者との空き家の媒介(仲介)に関する契約書(写し)
- ②土地及び建物の登記事項証明書(発行から1か月以内のもの)
- ③同意書(共有名義の場合)
- ④その他市長が必要と認めるもの

### ④ 物件情報の発信



登録物件の概要や間取り図、写真等を市のウェブサイトや窓口で公開します。

※所有者の氏名・住所等の個人情報は公開しません。

### ⑤ 物件の交渉・契約



空き家の購入・賃借希望者が現れたら、登録事業者の媒介(仲介)により、交渉・契約をしてください。

※登録可能な物件は、以下の①～③を除く空き家です。

- ①賃貸借を目的として建築された住宅
- ②売買又は賃貸借することが適さない住宅
- ③主として不動産業を営むものが所有する住宅

※登録事業者以外とすでに媒介契約している場合はお問い合わせください。

※空き家の所有者と購入・賃借希望者との間における交渉・契約については、市は直接関与しません。

また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。

※空き家の売買・賃貸借等の媒介(仲介)に係る報酬については、法で定められた範囲内の媒介(仲介)手数料が必要となります。